

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：家庭児童福祉費

事業名 家庭における暴力防止協議会運営事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 家庭支援係 電話番号：058-272-1111 (内 2638)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 924 千円 (前年度予算額：924 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	924	361	0	0	0	0	0	0	563
要求額	924	361	0	0	0	0	0	0	563
決定額	924	361	0	0	0	0	0	0	563

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・岐阜県の相談機関における令和元年度の虐待相談対応件数は、2,280件あった。また、DV相談件数は、1,645件と過去最多となった。
- ・DVや児童虐待など家庭内での暴力の防止と、DV被害者・要保護児童への相談援助体制の充実を図るため、関係機関との協力体制の構築や連携を強化するとともに、有効な防止施策と早期の適切な保護・支援の実施体制の確立を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

「家庭における暴力防止等協議会」及び専門部会として「要保護児童対策専門部会」と「配偶者暴力等防止専門部会」を設置し、児童虐待防止及びDV(ドメスティック・バイオレンス)防止について、それぞれ共通する事項や有効な防止施策について協議するとともに、早期の適切な被害者保護が実施できるように関係機関の連携を図ります。

また、各圏域に「配偶者暴力防止地域協議会」を設置し、地域においてDV防止と被害者保護について連携を図るとともに、女性相談センターにおいて女性相談員等の専門的な研修を実施することで、DV被害者支援に携わる関係者

の資質向上を図ります。

- (1) 「家庭における暴力防止等協議会」の設置・開催（1回）
- (2) 「要保護児童対策専門部会」の開催（1回）
- (3) 「配偶者暴力等防止専門部会」の開催（1回）
- (4) 「配偶者暴力等防止地域協議会」の設置・開催（1回×5圏域）
- (5) 「婦人相談員等の専門研修会の開催」（3回）

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・国 1/2、県 1/2

(4) 類似事業の有無

- ・無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	590	委員及び講師への報償費
旅費	119	費用弁償、業務旅費
その他	215	消耗品費等
計	924	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）

(2) 国・他県の状況

- ・児童福祉法第25条の2
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第9条
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（H20.1.11内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

DVや児童虐待など家庭内での暴力の防止と、DV被害者・要保護児童への相談援助体制の充実を図るため、関係機関との協力体制の構築や連携を強化するとともに、有効な防止施策と早期の適切な保護・支援の実施体制の確立を図ります。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
家庭における暴力防止等協議会・地域協議会開催回数	0 (H12)	6 (H29)	6 (H30)	6 (R元)	6 (R3)	100%
専門研修会開催回数	0 (H12)	1 (H29)	1 (H30)	1 (R元)	3 (R3)	33.3%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

- (1) 令和3年2月「家庭における暴力防止等協議会」開催予定
- (2) 令和3年2月「配偶者暴力等防止専門部会」開催予定
- (3) 令和3年2月「要保護児童対策専門部会」開催予定
- (4) 「配偶者暴力等防止地域協議会」年度末までに、各圏域ごとに1回開催予定。
- (5) 「婦人相談員等の専門研修」
令和2年8月26日開催
令和2年10月29日、令和2年1月開催予定
参加者 約各50人程度（新型コロナウイルスにより人数を制限して実施）

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

婦人相談員等の専門研修では、DV対応の基本に関する講義の他、各機関の取り組み状況や関係機関の連携についての研修を行うことで、各相談員等の資質の向上が図られた。

また、1月に開催予定の協議会や各部会でも、関係機関の取り組み状況の報告や今後の連携について協議することで、被害者保護や支援体制の推進を図る予定である。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い、△：必要性が低い

(評価)

○

県内のDV・虐待の関係者が一斉に参集し、被害者保護や支援策について協議する本協議会の意義は大きく、必要性が高い。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

児童虐待やDVの防止について、関係機関の情報共有が図られ、県・市町村・民間団体等各々の役割や課題が確認され、今後の取組みにつなげることができた。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている、△：向上の余地がある

(評価)

○

関係委員が重複する部会と協議会を同日開催とすることで、経費の削減を図っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

今後、虐待やDVの相談件数が増加することが考えられ、より一層の支援体制の強化が求められる可能性がある

(次年度の方向性)

引き続き、関係機関の連携を強化し、児童虐待防止・DV防止に向けた効果的な支援体制の確立に取り組んでいく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	